

大項目	中項目	標準オプション	大項目	中項目	小項目	実装必須	標準オプション	事務局見解
			25.5 徴収（換 働）猶予 処理	25.5.1 徴収（換 働）猶予の 管理	25.5.1.1	徴収（換働）猶予、猶予の期間延長について、期別を選択して管理（設定・保持・修正）できること。 【管理項目】 ・開始年月日 ・終了年月日 ・決議年月日 ・取消起案年月日 ・取消決議年月日 ・取消理由 ・財産（担保）の設定 ・起案年月日 ・文書番号（整理番号） ・延滞金減免率	【管理項目（オプション）】 ・猶予区分（当初、延長） ・申請年月日 ・猶予理由 ・許可区分 ・不許可理由 ・決定年月日 猶予期間経過後の対象を抽出し、一括で取消ができること。あるいは、自動で猶予状態が終了されること。	後期高齢においては徴収猶予の申請と登録は広域標準システムに機能が ある。 国保や介護では、自システムのみで処理を行うため、徴収猶予と換働猶 予を兼ねた仕掛けとなるが、後期高齢の場合、「換働猶予」を市区町村 で持つとなると広域と市区町村でそれぞれ管理を行うこととなるという 課題はある。 案1：広域標準システムで換働の猶予も登録できるようにする 案2：換働の猶予は後期高齢支援システムで管理するようにする。 上記については、差押え関連業務は市区町村で実施いただいているこ と、結果としてこの業務に伴う延滞金計算等は市区町村側のシステムで 管理する業務となるため、案2としている。
5.4.15.	5.4.15.	換働猶予関連帳票が出力できること。 <換働猶予通知書> ■帳票詳細要件 シート：滞納-21■ <換働猶予取消通知書> ■帳票詳細要件 シート：滞納-22■			25.5.1.2	徴収（換働）猶予、猶予の延長を認めるとき、徴収（換働）猶予許可通知を出力できること。認めないとき、徴収（換働）猶予不許可通知を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：滞納-3■（徴収猶予許可通知書） ■帳票詳細要件 シート：滞納-4■（徴収猶予不許可通知書） ■帳票詳細要件 シート：滞納-5■（徴収猶予期間延長許可通知書） ■帳票詳細要件 シート：滞納-6■（徴収猶予期間延長不許可通知書） ■帳票詳細要件 シート：滞納-7■（徴収猶予期間取消通知書） ■帳票詳細要件 シート：滞納-8■（換働猶予許可通知書） ■帳票詳細要件 シート：滞納-9■（換働猶予不許可通知書） ■帳票詳細要件 シート：滞納-10■（換働猶予取消通知書） ■帳票詳細要件 シート：滞納-13■（換働猶予期間延長許可通知書） ■帳票詳細要件 シート：滞納-14■（換働猶予期間延長不許可通知書）		国保の帳票数が多いのは、徴収猶予の帳票が含まれているから。 結果としては、 換働猶予関連の5帳票を出力することが要件となる。 （介護には取消や期間延長関連の帳票がない） 25.5.1.1の機能実装が後期高齢支援システムとなればこの機能も後期高 齢支援システムで実装となる。
					25.5.1.3	徴収（換働）猶予について、時効の進行が法どおり管理されること。		時効の計算要件となるため、国保の同要件を後期として記載する。
					25.5.1.4	徴収（換働）猶予について、延滞金減免率に指定した減免割合で、延滞金の減免が行え ること。		延滞金減免の計算要件となるため、国保の同要件を後期として記載す る。なお、延滞金の減免申請については、国保側で機能が規定されてい るため、後期でも同様の要件を記載する。
					25.5.1.5	徴収（換働）猶予取消の基因となる事実が生じた以後の期間に係る延滞金の免除の有無 を選択できること。	徴収（換働）猶予を設定した場合には、分割納付計画を連動して作成で きること。	
5.4.5.	5.4.5.	財産調査の対象となる被保険者を抽出し、一覧で確認できること。	25.7 財産調査 処理	25.7.1 実態調査書 作成	25.7.1.1	他団体に対し、調査対象の滞納者を選択し、実態調査書・回答書を一括及び個別に作成 できること。 調査依頼を行う地方団体については、全国地方団体マスタから選択し、依頼文を作成で きる。なお、一括照会センター等の宛先を全国地方団体マスタに任意に登録できる こと。		対象者の把握と調査用紙の出力という要件では同じのため、国保標準仕 様書にあわせた記載とする。
5.4.6.	5.4.6.	財産調査関連帳票（照会書・回答書等）が出力できること。 <取引状況等の照会について（預貯金等関係用）> ■帳票詳細要件 シート：滞納-04■ <照会対象者一覧表> ■帳票詳細要件 シート：滞納-05■ <年金の支給について（照会）> ■帳票詳細要件 シート：滞納-06■		25.7.2 各種照会等 作成	25.7.2.1	各種財産の照会先は、「自治体」「金融機関」「調査先機関」のそれぞれを任意にマス タ登録ができる。照会先を指定（または、予め登録された、「自治体」「金融機 関」「調査先機関」から選択）して、照会依頼文を出力できること。 照会依頼文と合わせて、各財産項目に応じた回答様式での空の回答書（調査書）が出力 できること。 また、財産項目を特定しない、フリーの照会依頼文（タイトルおよび依頼文を自由に編 集可能な様式）を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：滞納-34■（実態調査について（回答）） ■帳票詳細要件 シート：滞納-35■（滞納者の実態調査について（照会）） ■帳票詳細要件 シート：滞納-36■（滞納者の実態調査について（回答））	定期的に照会する照会先をグループで登録し、グループの照会先すべて に一括して照会文書を出力できること。 金融機関等への照会について、金融機関×行政機関の情報連携検討会で 定義する電子照会フォーマット（必須項目、任意項目）をもとに、照 会データを作成・出力できること。 また、回答を電子データで一括して取り込むことができること。 照会対象者、回答を出力できること。	介護の様式では照会先が金融機関と年金保険者と用途分けされている。 国保については、用途分けされず、照会依頼文を自治体、金融機関、調 査先機関それぞれに応じ、出力されることとされており、要件としては 双方一致している（国保の方が幅が広い） 現在の国保側の帳票要件が不動産と電話加入状況を確認するものとなっ ているため、機能要件に記載の出力にも対応できていることを国保側に 確認。
					25.7.2.2	照会文書・回答文書の文面、住所、氏名、タイトルを、出力時に任意に編集できるこ と。		介護ではこの機能が規定されていないため、国保側の記載を採用す る。
					25.7.2.4	他機関からの実態調査の照会に対し、回答書を出力できること。システムで保持してい る項目は自動作成されること。 ■帳票詳細要件 シート：滞納-34■（実態調査について（回答）） ■帳票詳細要件 シート：滞納-35■（滞納者の実態調査について（照会）） ■帳票詳細要件 シート：滞納-36■（滞納者の実態調査について（回答））		介護ではこの機能が規定されていないため、国保側の記載を採用す る。

介護		国保							
大項目	中項目	標準オプション	大項目	中項目	小項目	実装必須	標準オプション	事務局見解	
5.4.4.	5.4.4.	滞納者の財産調査を行い、財産情報が登録・修正・削除・照会できること。		25.7.3 回答情報の管理	25.7.3.1	各調査書・照会書・申請書から得られた回答情報の管理（設定・保持・修正）ができること。 財産は預貯金、保険、給与、年金、債権、自動車、不動産、電話加入権、その他を管理できること。 調査先はマスタから選択し登録できること。 【管理項目】 <財産共通> ・調査先住所 ・調査先名 ・文書番号 ・照会日 ・回答日 <預貯金等情報> ・預貯金口座の有無 ・貸付金の有無 ・出資金の有無 ・メモ情報 <口座情報（預貯金口座が有の場合に設定）> ・金融機関名 ・支店名 ・口座種別 ・口座番号 ・口座残高 ・最終取引日 ・口座満期日 ・口座契約年月日 ・メモ情報 <取引明細情報（預貯金口座が有で、取引明細の回答があった場合に設定）> ・文書番号 ・回答日 ・照会日 ・現在日 ・対象期間 ・取引内容 <貸付金に関する情報（貸付金有の場合に設定）> ・貸付の内容 ・貸付金の額 ・担保設定の有無 <出資金の情報（出資金有の場合に設定）> ・出資金の口数 ・出資の額 ・証券番号 <保険> ・保険契約の有無 ・メモ情報 <保険情報（保険契約が有の場合に設定）> ・保険の種類 ・証券番号 ・保険契約者 ・被保険者 ・満期時保険受取人 ・満期時保険金額 ・死亡時保険受取人 ・死亡時保険金額 ・契約年月日 ・満期日 ・保険期間 ・現在日における解約返戻金 ・現在日における利益配当金 ・保険料立替金	給与および年金（継続収入の債権）については、調査結果より差押可能額が自動で計算できること。 また、計算結果を出力できること。 生計同一親族数を任意に入力できること。 支払先が2か所以上の場合でも自動で計算できること。	要件が国民健康保険の方が明確のため、国民健康保険の記載を採用する。	
			25.8 滞納処分 処理	25.8.1 財産・権利 者情報管理	25.8.1.1	処分財産の管理及び権利者情報（債権の場合は第三債務者、無体財産の場合は第三債務者、後発の執行機関等）の管理（設定・保持・修正）ができること。 また、処分財産、権利者情報の文章について、編集機能を有すること。 処分財産をもとに、滞納処分ができること。	預貯金の第三債務者を管理する際は、金融機関マスタから登録できること。	介護ではこの機能が規定されていないため、国保側の記載を採用する。	
				25.8.2 滞納処分管 理	25.8.2.1	滞納処分情報の管理（設定・保持・修正）ができること。 滞納処分の解除情報を管理（設定・保持・修正）できること。滞納処分執行した財産について、滞納処分の一部解除（返金に伴う一部解除等）が可能であること。 【管理項目】 <滞納処分共通> ・整理番号 ・起案年月日 ・決議年月日 ・解除年月日 ・解除事由（公売・取立・給付による滞納処分解除／収入による滞納処分解除／収入以外の理由による解除／本人死亡／その他） ・変更納期限 ・変更理由 ・登録番号			
					25.8.2.2	納期限、法定納期限等を参照し、滞納処分票の滞納明細に出力できること。また任意で変更できること。			
					25.8.2.3	破産手続における交付要求データ選択画面での期別選択時、システム側にて自動的に各期別明細の情報を判断し、債権種別の区分（破産法に基づく財団債権／優先的破産債権／劣後的破産債権）、破産情報を管理（設定・保持・修正）できること。 延滞金端数については、地方自治法どおりとすること。 【管理項目】 ・整理番号 ・起案年月日 ・決議年月日 ・解除年月日 ・解除事由（公売・取立・給付による滞納処分解除／収入に夜滞納処分解除／収入以外の理由による解除／本人死亡／その他） ・変更納期限 ・変更理由 ・備考 ・破産手続開始年月日 ・包括禁止命令年月日 ・破産管財人 ・破産管財人所在地			
					25.8.2.4	交付要求時に、予め登録した文言から選択して、変更ができること。予め登録する文言は、国税徴収法、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の区分を明記し、選択できること。			
					25.8.2.5	滞納処分の対象期別は、納期到来分の滞納期別が初期表示されること。 また、督促状発行年月日を起算日として10日を経過した日以降の期別を対象として表示するか、選択して切替ができること。 上記要件を満たさない期別を選択した場合、アラートなどが表示されること。	上記以外の滞納処分要件の表示有無については、オプションの取り扱いとする。		

介護		国保							
大項目	中項目	標準オプション	大項目	中項目	小項目	実装必須	標準オプション	事務局見解	
5.4.7.	5.4.7. 5.4.8. 5.4.9.	差押関連帳票が出力できること。 <差押調書> ■帳票詳細要件 シート：滞納-07■ <債権差押通知書> ■帳票詳細要件 シート：滞納-08■ <差押解除通知書> ■帳票詳細要件 シート：滞納-09■ 参加差押関連帳票が出力できること。 <参加差押通知書> ■帳票詳細要件 シート：滞納-10■ <参加差押書> ■帳票詳細要件 シート：滞納-11■ <参加差押解除通知書> ■帳票詳細要件 シート：滞納-12■ <交付要求通知書> ■帳票詳細要件 シート：滞納-13■ <交付要求解除通知書> ■帳票詳細要件 シート：滞納-14■		25.8.3 滞納処分の 処分調書等 作成	25.8.3.1	入力された財産情報や権利者情報をもとに、滞納処分に係る関連帳票を作成できること。 処分年月日は手入力できること。 滞納処分調書の文章について、編集機能を有すること。文章は予め複数パターン登録することができ、選択して利用できること。 滞納者の住所、氏名について、帳票出力時に修正できること。 ■帳票詳細要件 シート：滞納-01■（交付要求通知） ■帳票詳細要件 シート：滞納-02■（交付要求解除通知） ■帳票詳細要件 シート：滞納-28■（差押書） ■帳票詳細要件 シート：滞納-29■（参加差押通知書） ■帳票詳細要件 シート：滞納-30■（差押通知書） ■帳票詳細要件 シート：滞納-31■（差押調書（謄本）（債権）） ■帳票詳細要件 シート：滞納-32■（登記嘱託所） ■帳票詳細要件 シート：滞納-33■（登記原因証明情報） ■帳票詳細要件 シート：滞納-37■（参加差押書） ■帳票詳細要件 シート：滞納-38■（債権差押通知書） ■帳票詳細要件 シート：滞納-39■（差押解除通知書） ■帳票詳細要件 シート：滞納-40■（参加差押解除通知書） ■帳票詳細要件 シート：滞納-41■（債権現在額申立書）			要件が国民健康保険の方が明確のため、国民健康保険の記載を採用する。
5.4.10.	5.4.10.	「配当計算書」が出力できること。 <配当計算書> ■帳票詳細要件 シート：滞納-17■		25.8.4 配当計算書 作成・管理	25.8.4.1	配当計算書が出力できること。 差押範囲をもとに、配当計算書を作成できること。 また、配当処分のもととなる滞納処分の内容を自動で入力し、その内容を編集できること。 債権現在額、他機関の債権額、残余金を手動入力して出力できること。 差押財産の一部換価（預金の一部換価等）について、配当金額を手動で設定して配当計算書を出力できること。 配当時の延滞金額について、延滞金計算年月日を任意に設定できること。 換価代金等の交付期日は、手動設定して出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：滞納-11■（配当計算書）	債権現在額、他機関の債権額、残余金を自動計算できること。 換価代金等の交付期日は、配当計算書を発した日から7日を経過した日が自動で設定され、かつ任意で修正できること。 配当計算書を発した日から7日を経過した日が休日等の場合、換価代金の交付期日として選択できないこと。 一つの滞納処分に対し複数の配当計算書の出力ができること。 頻度が高い債権者、第三債務者（所在・名称）を、予め登録し、出力時に選択して変更できること。	要件が国民健康保険の方が明確のため、国民健康保険の記載を採用する。	
5.4.11.	5.4.11.	滞納処分に関する「充当通知書」が出力できること。 <充当通知書> ■帳票詳細要件 シート：滞納-18■		25.8.4.2	充当通知書を出力できること。 また、充当通知書の内容に合わせて、充当用の納付書を出力できること。充当用の納付書は、納付区分で換価充当であることを区別して消込ができること。また、時効の中断の計算に使われないこと。 差押財産の一部換価（預金の一部換価等）についても、充当通知書を出力できること。 充当期別、充当額（本料（税）、延滞金）、充当後の残額は、手動で設定し、出力できること。 充当期別は、もととなる差押期別から、本料（税）未納のうち納期限が古いものから順に表示されること。 ■帳票詳細要件 シート：滞納-12■（充当通知書） 領収年月日から充当年月日までの延滞金加算について、加算を止められること。 任意の延滞金計算日を指定できること。	充当金額は自動で計算され、充当されること。 充当後の残預金について、データを保持できること。 充当期別、充当額（督促手数料）、充当後の残額は、手動で修正できること。	要件が国民健康保険の方が明確のため、国民健康保険の記載を採用する。 (延滞金の加算については、延滞金のところに追記する)		
5.4.9.	5.4.9.	交付要求関連帳票が出力できること。 <債権現在額申立書> ■帳票詳細要件 シート：滞納-15■ <債権現在額申立書> ■帳票詳細要件 シート：滞納-16■		25.8.4.3	交付要求について、債権現在額申立書の出力ができること。 また、債権現在額申立てのもととなる滞納処分の内容が初期設定され、その内容を編集して出力できること。		介護と国保で同様の要件のため、国保の記載を採用する。		
5.4.13. 5.4.14.	5.4.13. 5.4.14.	繰上徴収を行った場合に、納期限未到来の期別について、納期限の変更ができること。 '繰上徴収関連帳票が出力できること。 <納期限変更告知書> ■帳票詳細要件 シート：滞納-20■		25.8.4.4		繰上徴収について、変更後の納期限は時間の管理ができること。 また、法定納期限以前の繰上徴収により、法定納期限等が変更されること。	要件については繰り上げ徴収に関する納期減変更であり、差異がないため、国保の記載を採用する。		

介護			国保			実装必須	標準オプション	事務局見解
大項目	中項目	標準オプション	大項目	中項目	小項目			
				25.8.5 検索	25.8.5.1	検索を処分として入力し、差押通知、搜索調書、物件目録を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：滞納-23■ (搜索調書 (謄本))		介護にはない要件のため国保の記載を採用する。
			25.9 公売管理	25.9.1 公売管理	25.9.1.1	公売情報について管理 (設定・保持・修正) ができること。 同一公告時の各滞納者において、複数の物品の公売、及びそれらに対する複数の落札者に対応できること。 【管理項目】 <公売情報> ・起案年月日 ・決済年月日 ・施行年月日 ・文書番号 ・公売方法 (無し/期日入札/期間入札/期日せり売り/期間せり売り) ・参加申込期間開始日時 ・参加申込期間締切日時 ・参加申込場所 ・入札/せり売り期間開始日時 ・入札/せり売り期間締切日時 ・入札/せり売り場所 ・開札日時 ・開札場所 ・公売公告掲示日時 ・公売公告場所 ・売却決定日時 ・売却決定場所 ・代金納付期限 ・買受人の資格その他要件 <公売中止情報> ・起案年月日 ・決済年月日 ・施行年月日 ・文書番号 <売却情報> ・売却区分 ・公売保証金 ・見積金額 ・売却区分番号		介護にはない要件のため国保の記載を採用する。
5.4.16.	5.4.16.	滞納処分に関する執行停止関連帳票が出力できること。 <滞納処分停止通知書> ■帳票詳細要件 シート：滞納-23■ <滞納処分停止取消通知書> ■帳票詳細要件 シート：滞納-24■	25.10 執行停止 処理	25.10.1 執行停止	25.10.1.1	滞納者に対する執行停止情報の管理 (設定・保持・修正) ができること。 執行停止を取消する期別について、任意に選択できること。 執行停止情報の文章について、編集機能を有すること。文章を複数登録できること。 交付要求と執行停止が重複する期別について、執行停止による徴収権の消滅が優先されること。 執行停止種類・執行停止理由が法どおりであること。 ■帳票詳細要件 シート：滞納-19■ (滞納処分執行停止通知書) ■帳票詳細要件 シート：滞納-20■ (滞納処分の停止取消通知書) 【管理項目】 ・整理番号 ・起案年月日 ・決裁年月日 ・執行停止事由 (無財産/生活困窮/所在不明/即時消滅) ・備考 ・取消年月日 ・取消事由 (停止または欠損の取消/その他) 執行停止要件を満たした期別は、自動で選択されていること。また、執行停止要件を満たさない期別については、手動で執行停止期別として選択できること。 指定する管理番号で当該情報を管理し、出力できること。		介護と国保で同様の要件のため、国保の記載を採用する。
					25.10.1.2	滞納者に対し他の滞納処分中の場合、アラートなどを表示して執行停止の処分対象の範囲外にできること。		介護と国保で同様の要件のため、国保の記載を採用する。
5.4.12.	5.4.12.	各種滞納処分における通知書への添付等を目的とした、未納明細が出力できること。 <未納明細> ■帳票詳細要件 シート：滞納-19■						国保の様式は通知書の中に明細を含む様式となっているため、単独での明細は不要。(国保の要件で事足りる)